

尾張東部医療圏 2 次救急医療体制の変更について

1 2 次救急医療体制（病院群輪番制）について

- (1) 愛知県を 15 のブロックに分けて、ブロックごとに複数の病院が輪番制を組んで、休日や夜間の救急医療に対応する制度です。
- (2) 1 次から 3 次の救急医療体制を整備し、維持していくために、昭和 52 年度に厚生労働省が「救急医療対策実施要綱」を策定し、国と都道府県が実施主体を補助していく仕組みがつけられました。
- (3) 尾張東部医療圏では、公立陶生病院が昭和 53 年 4 月 1 日から 2 次救急医療体制（病院群輪番制）に参加し、これまで 1 病院にて 2 次救急医療体制（病院群輪番制）を担ってきました。
- (4) 平成 17 年度に、いわゆる三位一体改革において、国と都道府県の補助金が市町村の普通地方交付税に一般財源化され、それ以降、瀬戸市及び尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町からなる「尾張東部地域救急医療対策連絡協議会」において、この体制を維持しています。

2 今回の変更について

昨年 12 月に開催した尾張東部地域救急医療対策連絡協議会において、2 次救急医療体制（病院群輪番制）について、平成 25 年 4 月 1 日から公立陶生病院に次の 2 病院を加え、3 病院体制とすることを決定しました。

- ① 独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院
- ② 医療法人大医会日進おりど病院

3 今後について

すでに、愛知県瀬戸保健所に報告済みであり、平成 25 年 4 月 1 日以降に、今回の変更を踏まえた内容を愛知県地域保健医療計画の別表に反映する予定となっています。

以 上